

## 別府市職員の退職管理に関する要綱

令和 3 年 3 月 2 5 日

別府市告示第 1 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。)第 3 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき、法、別府市職員の退職管理に関する条例(令和 3 年別府市条例第 2 号。以下「条例」という。)及び別府市職員の退職管理に関する規則(平成 2 8 年別府市規則第 4 7 号)に定めるもののほか、本市における退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する職員(別府市上下水道局に所属する者を除く。)をいう。
- (2) 定年退職者等 職員であった者のうち、本市を定年退職したもの及び定年前早期退職したものをいう。
- (3) 未就職者 定年退職者等のうち、再就職していないものをいう。
- (4) 再就職者 定年退職者等のうち、営利企業等(法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)に再就職したものをいう。

(再就職等の状況の報告)

第 3 条 市長は、条例第 3 条の規定により届出を行うこととされている者以外の定年退職者等(本市に再雇用された者を除き、退職後 2 年以内の者に限る。)に対し、再就職等の状況についての報告を求めるものとする。

(再就職等の状況の公表)

第 4 条 市長は、条例第 3 条の規定により届出を行った者及び退職後 2 年以内に本市に再雇用された者(退職時に課長級以上の職にあった者に限る。)について、氏名、退職時の所属及び役職、退職年月日、再就職先の名称及び役職並びに再就職年月日を公表するものとする。

2 市長は、未就職者（退職時に課長級以上の職にあった者で、退職後2年以内のものに限る。）について、氏名、退職時の所属及び役職並びに退職年月日を公表するものとする。

3 市長は、前2項の規定による公表を行うに当たっては、前2項に規定する者の同意を得なければならない。

4 第1項及び第2項の規定による公表は、毎年7月に、前年の7月から当該年の6月までの状況について行うものとする。

（他の職員についての依頼等の規制）

第5条 職員は、営利企業等に対し、他の職員をその退職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人（法第38条の2第1項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該他の職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の職員をその退職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。ただし、総務部職員課等の職員が、その職務として行う場合は、この限りでない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に離職する職員について適用する。